

2008年2月1日

独立行政法人 日本貿易保険  
理事長 今野秀洋 様

(財)エンジニアリング振興協会

日本機械輸出組合

(社)日本プラント協会

(社)日本貿易会

貴法人における「環境社会配慮のためのガイドライン改訂」  
に関する要望書

我が国産業界は、かねてより国際的事業展開を行う中で環境社会配慮に最大限留意すると共に、わが国の優れた環境技術や省エネ・新エネ技術を各国に提供することによって環境の維持・改善を支援し、以って各国の持続可能な発展に寄与しているものと自負しております。

今般、貴法人の「環境社会配慮のためのガイドライン」改訂作業が開始されましたが、国際ビジネスを推進する企業の立場から、改訂に際しては特に下記の点にご配慮頂くよう要望致します。

記

1. 「環境社会配慮のためのガイドライン」改訂にあたって、厳しい国際競争のなかで、我が国産業界の国際競争力を維持する上で支障とされない確認内容及び手続を確保すべきである。

特に、迅速性は企業の海外事業遂行上極めて重要な要素であり、数ヶ月単位の時間の経過があれば、その間に物価の上昇、労働力確保や資機材調達等の条件の変化により事業の遂行に重大な影響が及ぶこともあり得るので、留意いただきたい。

2. 本邦企業が OECD 加盟国企業と公平・対等に競争できるよう、「環境社会配慮のためのガイドライン」の改訂においては、OECD の環境コモンアプローチを基準として、貴法人と同様の機能をもつ OECD 加盟国の公的機関との比較において同水準の確認内容・手続とし Equal Footing の原則を確保すべきである。
3. 貿易保険の対象となる取引は商業ベースで実施されることから、情報公開においては、商業上の守秘義務を考慮しつつ、プロジェクトの進捗に支障をきたさないような確認内容・手順を確保することが重要である。
4. 環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、貴法人はバイの公的与信機関としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続きを可能な限り尊重することが重要である。

以上